

事務局説明資料①(生命保険のセーフティネット制度関係)

2026年10月30日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I.	生命保険のセーフティネット制度に関する検討の背景	p.2
II.	制度の必要性和これまでの変遷	p.8
III.	ご議論いただきたい事項	p.16

I 生命保険のセーフティネット制度に関する検討の背景

II. 制度の必要性とこれまでの変遷

III. ご議論いただきたい事項

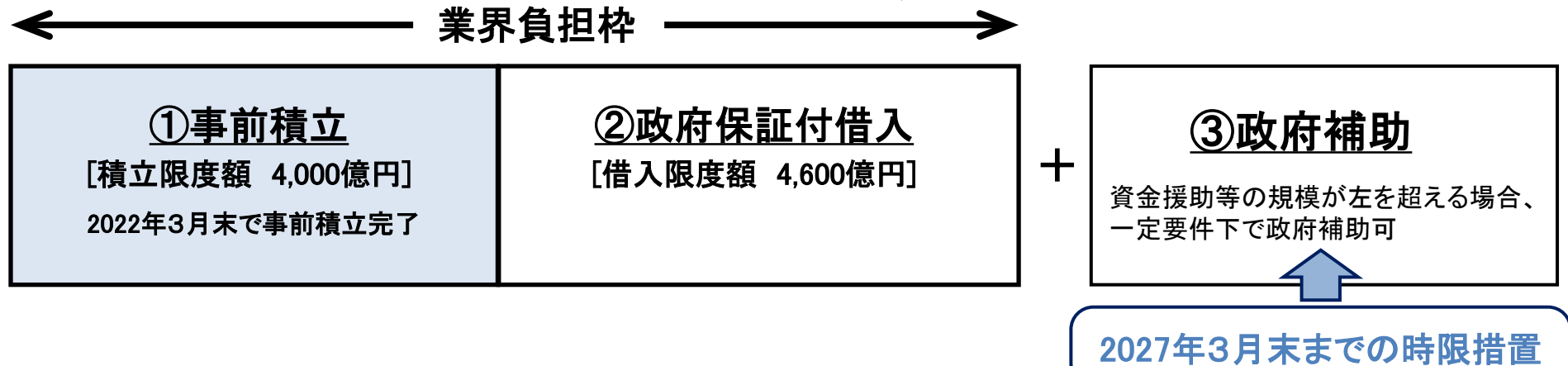
生命保険のセーフティネット制度の概要

- 保険業法において、生命保険会社が破綻した場合に、保険契約者等を保護するため、生命保険契約者保護機構が保険契約の移転等に必要な資金援助等を行う仕組みが設けられている。

(注)機構は、破綻保険会社から保険契約の移転等を受ける救済保険会社に対し、破綻時の責任準備金の原則90%を補償するために必要な資金援助等を行う。

- 機構が行う資金援助等に対する政府補助の特例は、2000年に措置されてから現在に至るまで、その時々の生命保険を巡る状況に鑑み、期限延長を6回繰り返し、2027年3月末までの時限措置とされている。

生命保険契約者保護機構の補償財源

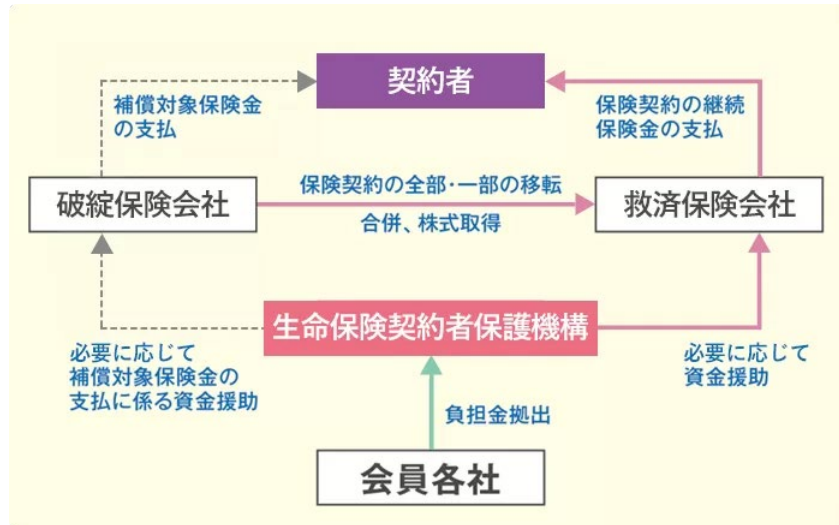


○保険業法(平成七年法律第百五号)

附則第一条の二十四 **政府は**、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に…管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。…)に係る資金援助その他の業務に要した費用を…当該**生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合…**には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用…の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

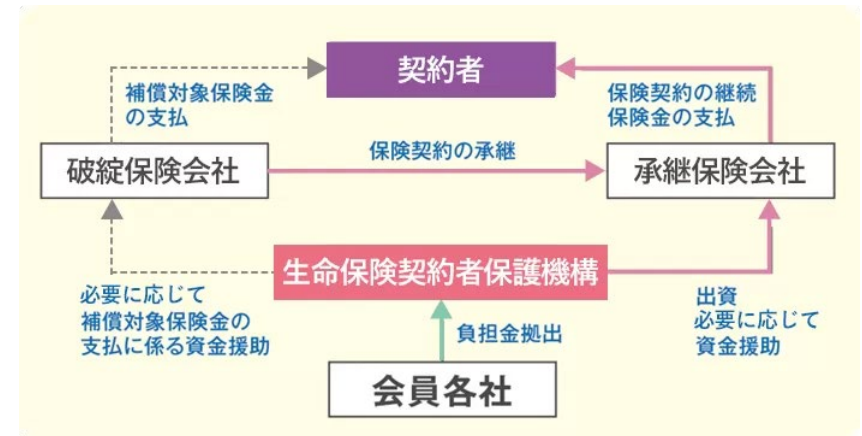
(参考)生命保険契約者保護機構による資金援助スキームの概要

「救済保険会社」が現れた場合

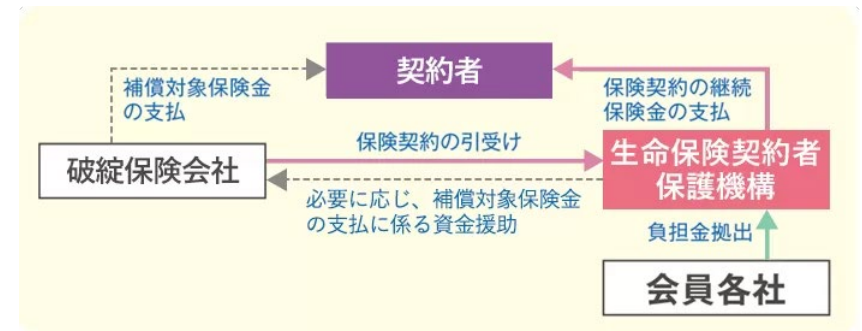


「救済保険会社」が現れなかった場合

保護機構設立の「承継保険会社」による保険契約の承継



「保護機構」自らによる保険契約の引受け



- ※1 再保険契約や運用実績連動型保険契約(特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等の全てについて最低保証の付されていない保険契約)は、補償対象外。
- ※2 高予定利率契約(破綻時においてその予定利率が過去5年間常に所定の基準利率を超えていた保険契約)の補償率は、所定の算定方法により、破綻時の責任準備金の90%より引下げ(破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限)。

(参考)セーフティネット制度における政府補助規定の期限延長

保険業法改正	主な改正内容	政府補助の期限	改正後の主な出来事
1998年改正	セーフティネット制度の創設	—	・生命保険契約者保護機構設立(1998年12月) ・東邦生命破綻(1999年6月) ・金融審議会第二部会中間取りまとめ「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備」(1999年12月)
2000年改正	政府補助規定の整備 (3年間) * その他保険会社に係る更生手続の整備(更生特例法※改正)等	2003年3月末	・第百生命破綻(2000年6月) ・大正生命破綻(2000年8月) ・千代田生命・協栄生命破綻(2000年10月) ・東京生命破綻(2001年3月)
2003年改正	期限延長①(3年間)	2006年3月末	・金融審議会金融分科会第二部会報告「保険契約者保護制度の見直しについて」(2004年12月)
2005年改正	期限延長②(3年間) * その他セーフティネット制度の費用負担の見直し等	2009年3月末	・リーマンショック(2008年9月) ・大和生命破綻(2008年10月)
2008年改正	期限延長③(3年間)	2012年3月末	・欧州債務危機(2009年10月～) ・東日本大震災(2011年3月) ・機構の借入金返済完了(2011年3月)
2012年改正	期限延長④(5年間)	2017年3月末	・英国のEU離脱決定(2016年6月)
2016年改正	期限延長⑤(5年間)	2022年3月末	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(2020年4月)
2022年改正	期限延長⑥(5年間)	2027年3月末	・機構の事前積立完了(2022年3月) ・経済価値ベースのソルベンシー規制適用開始(2026年3月期～)

※金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)

セーフティネット制度に関する政府文書

日本成長戦略(2026年7月21日閣議決定)

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

3. 金融を通じた潜在力の解放

(2) 対応の方向性

③ 講ずるべき施策パッケージ

内閣官房において「成長投資を促進するための金融戦略」を策定し、以下の施策等に取り組む。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施する。

i) 金融機関・市場の機能強化
(厚みのある金融市場の実現)
(略)

国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、**生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、生命保険契約者保護機構に対する不測の事態に備えた政府補助の在り方を検討する。**

「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」 (2026年7月21日内閣官房日本成長戦略本部事務局)

1. 金融機関・市場の機能強化

1－1. 官民金融機関による資金供給・成長支援機能の強化

(3) 今後拡大する成長投資の資金需要に対応するため、多様なプレイヤーが参加し、多様な金融商品が取引される厚みのある金融市場を実現する。
(略)

⑧ 国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、**生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、次期通常国会への法案提出に向けて、2027年3月末で期限を迎える生命保険契約者保護機構に対する不測の事態に備えた政府補助の在り方を検討する。**

金融審議会総会(2026年8月31日)におけるセーフティネット制度に関する主なご指摘

- 6回にわたり形式的に期限延長が繰り返されてきたが、生命保険会社の経営状況等が変化しており、単に現状のまま恒久化するのではなく、制度の在り方について議論する時期に来ている。銀行の場合システミックリスクへの対応が課題になるが、生命保険については違いがあるのか、あるいは共通点があるのか。預金者については預金を払い戻せば十分だが、生命保険は通常長期契約で、保険料を払った分を返すだけでは十分ではなく、保険契約の継続が重要。
- 現状の業界負担枠はどのような根拠でつくられているのか。今後必要な費用をある程度想定して、それは業界として負担可能なものなのかを議論し、負担できないのであれば政府補助という議論になる。規模や仕組みの見直しを含めて議論をするのであれば、必要な情報を示していただきたい。
- 業界負担枠が適切であるかは、何か問題が起きてから議論をすることはできないので、今だからこそ検討しておく必要がある。今年の3月期から経済価値ベースのソルベンシー規制の適用が開始しており、検討するのにより時期になっているのではないか。
- 大手生命保険会社の資産規模が大きくなっていることを考えると、今の業界負担枠で本当にいいのか、というのは直感的にも思うところ。基本的には各社が過度なリスクテイクに走らないように経営努力すべき。経済価値ベースのソルベンシー規制の実効性を高め、各社の取組をしっかりとモニタリングしていくことが重要。
- 万一に備えて例外的な措置としての政府補助の必要性はあると考えるが、これを恒久的なものにするのか、定期的に点検していくのかという点については、しっかりと議論していただきたい。
- 政府補助の延長の繰返しは相応の行政コストがかかると考えられるので、今のような平常時にしっかりと議論して、必要であれば恒久化してもよいのではないか。ただし、その後も継続的なモニタリングを行い、随時必要な見直しができるような運用もセットで検討いただきたい。
- 仮に政府補助を恒久化する場合、時限措置の場合と比較して考えられるのは、モラルハザードの問題がより深刻化することではないか。
- 政府補助をあてにするような生命保険会社の経営や監督当局の監督はあってはならない。政府補助を廃止すべきという議論もするのであれば望ましい。
- セーフティネット制度は、生命保険契約者を保護する最後の手段。ここが崩れると契約者の保護が不十分になり、契約者は新たな保険契約を結ぶことが困難になりかねない。一度廃止してしまうと、将来必要なときに制度の再構築が困難になることも考慮して検討する必要がある。
- セーフティネット制度の在り方の見直しに当たっては、保険業に対する信頼性の維持、国民生活や金融市場の安心に配慮して検討いただきたい。

I 生命保険のセーフティネット制度に関する検討の背景

II 制度の必要性和これまでの変遷

III ご議論いただきたい事項

セーフティネット制度の必要性

- セーフティネット制度により保護されるべきは、破綻保険会社の経営者や株主ではなく、保険契約者であり、破綻保険会社の救済を目的としないことが前提とされている。
- 制度の必要性については、①国民経済や国民生活の基礎となっている、②再加入困難性があり解約費用も高いことから乗換えが困難なものもある、③特に長期の契約について契約者に対し将来の変化を見通した選択を期待することは困難である、といった保険の特性により、契約者の自己責任を問いきにくい面があることが指摘されている。

○大蔵省「支払保証制度に関する研究会」報告書(1997年12月5日)

3. 保険契約者の保護の必要性

- (a). 保険は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万が一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障(損害を補償を目的とする損害保険については補償。以下同じ。)するという重要な役割を担っているものであり、**保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。**
- (b). 一般に、保険会社においては自己規正を図りながら民間事業者としての経営判断を行い、保険契約者においては保険会社の経営の健全性を考慮に入れて保険契約を締結するなど、双方において自己責任に基づいた行動が求められている。しかしながら、株式や社債とは異なり市場で転々売買されるものではない、**将来の変化まで見通した選択を保険契約者に期待することが困難な長期の契約があるといった保険契約の特性からみて、保険契約者の自己責任を問いきにくい面がある。**
- (c). このため、保険業に対する信頼を確保する上で、保険会社が破綻した場合に保険契約者が被る不利益をその自己責任のみに帰することは必ずしも適当ではなく、破綻保険会社の保険契約者を適切に保護する必要がある。
- (d). なお、**保護されるべきは保険契約者であり、破綻保険会社の経営者や株主ではない。**したがって、保険会社の破綻処理に当たっては、破綻保険会社の保険契約管理システム等を極力有効活用するとしても、**破綻保険会社の救済そのものを目的としないことが前提条件となる。**

○金融審議会金融分科会第二部会報告「保険契約者保護制度の見直しについて」(2004年12月14日)

I. 保険契約者保護制度の見直しの視点

1. 保険契約者保護制度の必要性

保険契約は保険契約者と保険会社の間の自己責任に基づく私的な契約である。しかし、**保険については、基本的に、**

- イ. 人の社会生活上の様々な危険に備えた保障(又は補償)を提供し、**国民経済や国民生活の基礎となっている、**
- ロ. 他の金融商品のように市場で売買されるものでなく、また**再加入困難性があり解約費用も高いことから乗換えが困難なものもある、**
- ハ. 一般の契約者にとって保険会社の経営状況の理解は容易でないことに加え、**特に長期の契約について契約者に対し将来の変化を見通した選択を期待することは困難である、**

といった特性があり、保険会社の破綻時に保険契約者の自己責任を問いきにくい面があるとされる。

保険契約者保護制度は、こうした保険の特性を踏まえて保険契約者を保護する制度であり、保険会社の破綻の可能性が完全には払拭できない以上、今後も制度の必要性はあるものと考えられる。

セーフティネット制度の費用負担の考え方

- ❑ 生命保険のセーフティネット制度の財源は、保険業に対する信頼が確保されることによる利益は全ての保険会社に均てんされることを理由に、制度創設時から各保険会社が負担することが原則とされている。
- ❑ 政府補助については、2004年の金融審議会の議論において、継続に否定的な意見もあった一方、生命保険業に対する信頼の維持等の観点から、これを肯定する意見もあった。

○大蔵省「支払保証制度に関する研究会」報告書(1997年12月5日)

7. 制度のための資金手当て

(1). 基本的な考え方

- (a). 次のような理由から、本制度については保険業界一体の下で関与する必要があるとあり、各保険会社に対して本制度への加入を強制することが適当である。すなわち、保険業に対する信頼が損なわれた場合、その影響は保険業界全体に及ぶことになるが、個別の保険会社で対応を図るには限界があり、また、**保険業に対する信頼が確保されることによって各保険会社それぞれが業務を円滑に遂行することができるなど、その利益は全ての保険会社に均てんされることになる。**
- (b). 同様の理由から、**本制度において機関が必要とする資金については各保険会社からの拠出によって賄うことを原則とすることが適当である。**ただし、保険会社や保険契約者の負担にも十分に留意することが必要であり、機関は費用を最小限に抑えつつ保険契約者の保護にあたる必要がある。

○金融審議会金融分科会第二部会報告「保険契約者保護制度の見直しについて」(2004年12月14日)

IV. 保険契約者保護の費用負担のあり方

2. 生命保険契約者保護機構に係る政府補助のあり方

(2) 政府補助に関する考え方

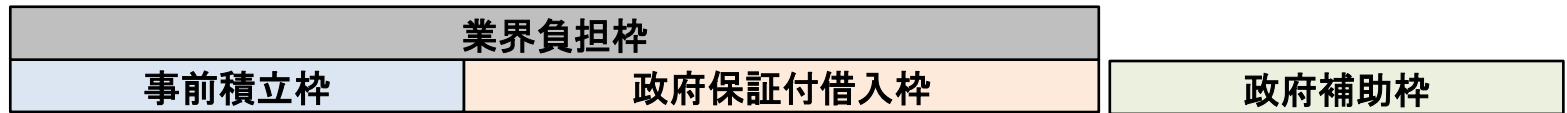
(略)

他方、現在の状況について、

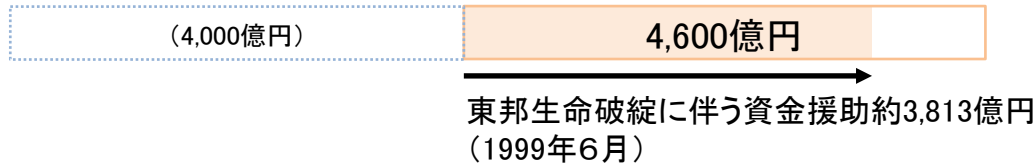
- イ. 依然として巨額の逆ざや負担が残っており、保有契約も減少傾向に歯止めがかからないなど、生命保険会社をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況にあると見られること、
 - ロ. 生命保険の機構には依然として多額の借入金があり、その完済までにはなお相当の年数を要すること、
 - ハ. 我が国の生命保険会社は、数が少なく、大規模なところが多いことから、その破綻が発生すれば、金融市場や国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあること、
- などに鑑みれば、**生命保険業に対する国民や保険契約者の信頼の維持に万全を期する観点から、当面、政府補助の規定を存置することが望ましいとの指摘があった。**

また、そもそも、生命保険は老後や遺族等の生活保障を提供し、社会保障を補完する機能があることなど、生命保険業は国民生活において重要な役割を果たしていることに鑑みれば、保険会社の破綻に際して保険契約者を保護する費用について、まずは他の保険会社(の保険契約者)に負担を求めるとしても、**他の保険会社の経営の健全性の観点からそれ以上の負担は求め得ないと判断される場合には、政府補助を行うことも国民の理解を得られるのではないかと**の意見もあった。

セーフティネット制度の財源の変遷



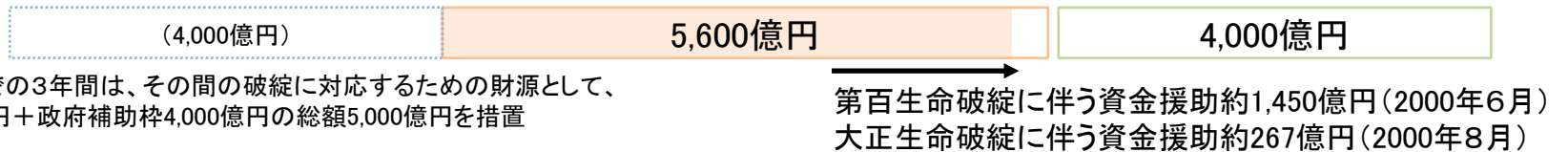
【1998年度～：破綻処理のため政府保証付借入枠を活用】



【金額の考え方】

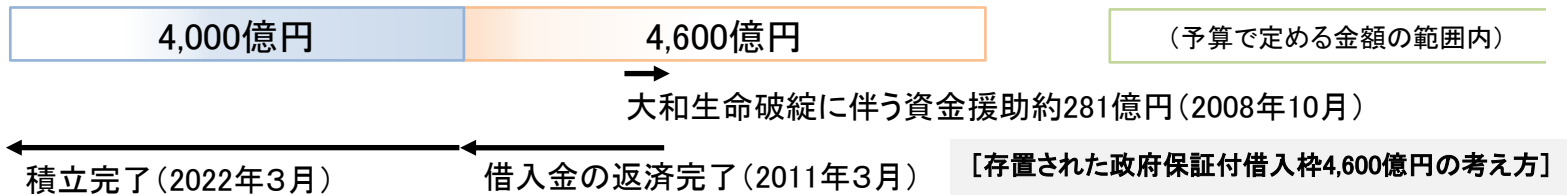
- 4,000億円：平均規模の生命保険会社が複数破綻しても耐えられる水準
- 600億円：保護を手厚くする2001年3月末までの経過措置に伴う所要額

【2000年度～：政府保証付借入枠の拡充＋政府補助枠の創設】



* 2003年度から2005年度までの3年間は、その間の破綻に対応するための財源として、政府保証付借入枠1,000億円＋政府補助枠4,000億円の総額5,000億円を措置

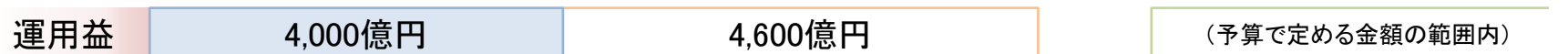
【2006年度～：政府保証付借入枠の復元】



【存置された政府保証付借入枠4,600億円の考え方】

- 10年程度で生命保険会社が負担金で賄える水準

【現在】



実務上、セーフティネット制度
の財源に繰入れ

これまで発動実績なし
2027年3月末までの時限措置

保険セクターとシステミックリスク

- ❑ 2004年の金融審議会の報告では、「一般的には、生命保険の破綻処理に関して、銀行破綻の場合における信用秩序の維持のような、保険契約者以外の者にも負担を求める根拠となる特別の公益性があるとは考えられていない」とされている。
- ❑ 他方、IAIS(保険監督者国際機構)は、2019年の文書で、個別保険会社の経営危機や無秩序な破綻のほか、保険セクター全体の共通エクスポージャーが、システミックリスクの発生源となり得るとしている。

○金融審議会金融分科会第二部会報告「保険契約者保護制度の見直しについて」(2004年12月14日)

Ⅳ. 保険契約者保護の費用負担のあり方

2. 生命保険契約者保護機構に係る政府補助のあり方

(1) 制度の現状・経緯

(略)

政府補助の原資は究極的には税金であるが、**一般的には、生命保険の破綻処理に関して、銀行破綻の場合における信用秩序の維持のような、保険契約者以外の者にも負担を求める根拠となる特別の公益性があるとは考えられていない。**これにもかかわらず、生命保険について政府補助の規定が設けられたのは、その創設又は延長の当時において、

イ. 歴史的な低金利の継続等による厳しい運用環境にあって、逆ざやの負担から経営状況が不安定な生命保険会社がいくつもあり、実際に破綻をきたすところもあったこと、

ロ. 生命保険会社の相次ぐ破綻によって、保険契約者保護のための機構の財源が枯渇する状況にあったこと、

ハ. 銀行でも経営危機が表面化するなど金融市場が動揺している状況で、資金規模が大きな生命保険会社の破綻による混乱が生ずれば、金融市場や国民経済全体にも不測の悪影響をもたらす懸念があったこと、等によるものであるとされている。

○IAIS, “Holistic Framework for Systemic Risk in the Insurance Sector” (2019.11)

Introduction

10. Since 2013, the IAIS approach to assessing and mitigating systemic risk in the insurance sector has evolved, recognising that **systemic risk may arise not only from the distress or disorderly failure of individual insurers but also from the collective exposures of insurers at a sector-wide level.**

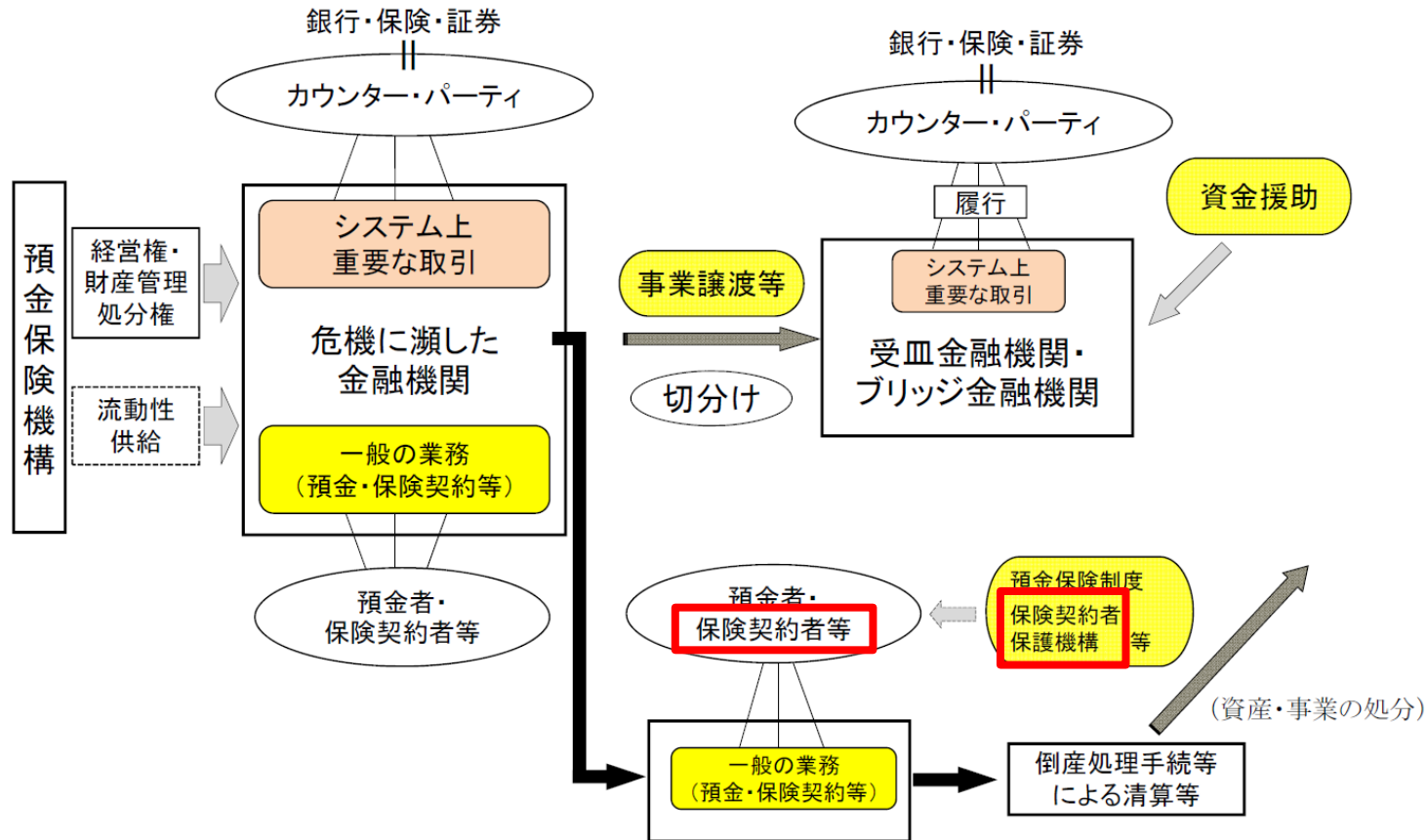
1 Sources of systemic risk

1.1 Concepts

16. **Systemic risk**, as defined by the International Monetary Fund (IMF), Bank for International Settlements (BIS) and FSB in 2009, **refers to a risk of disruption to financial services that is caused by an impairment of all or parts of the financial system and has the potential to have serious negative consequences for the real economy.**

(参考) 秩序ある処理の枠組みと保険契約者保護機構の関係

- 預金保険法に基づく秩序ある処理の枠組みでも、保険契約は、保険業法に基づく保険契約者保護機構による資金援助等の対象となることが想定されている。



(注) 預金保険法においては、預金保険機構の危機対応業務に係る費用を金融機関等の負担金のみで賄うとしたならば、「金融機関等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれ又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるとき」に限り、**政府が、予算で定める金額の範囲内で、当該費用の一部を補助できる旨が恒久的な措置として規定されている。**

生命保険会社の破綻処理における旧経営陣の責任追及

- 生命保険契約者保護機構の設立後に破綻した生命保険会社7社のうち、資金援助を受けた4社においては、いずれも旧経営陣の責任追及に必要な対応が講じられている。

	東邦生命(相)	第百生命(相)	大正生命(株)	大和生命(株)
破綻処理の方式	保険業法に基づく手続			会社更生手続
破綻処理の開始日	1999/6/4 業務停止 1999/6/5 管理命令	2000/5/31 業務停止 2000/6/1 管理命令	2000/8/28 業務停止 2000/8/29 管理命令	2008/10/10 手続開始申立 2008/10/17 手続開始決定
資金援助額	約3,813億円	約1,450億円	約267億円	約281億円
旧経営陣の責任追及	- 保険管理人に経営責任の明確化のための調査委員会設置を命令 - 調査結果を踏まえ、清算人の下に「提訴等検討委員会」を設置⇒提訴	- 保険管理人に経営責任の明確化のための調査委員会設置を命令 - 調査結果を踏まえ、清算人の下に「提訴等検討委員会」を設置⇒提訴	- 保険管理人が経営責任の明確化のため調査委員会を設置 - 調査結果を踏まえ、清算人の下に「提訴等検討委員会」を設置⇒提訴	経営責任調査委員会を設置(法的責任を追及するには及ばないと判断)

(注) 保険業法に基づく手続では、2000年改正(同年6月施行)により、保険管理人が旧経営陣の責任追及に必要な措置をとらなければならない。会社更生手続では、裁判所が管財人の申立てにより又は職権で、旧経営陣に対する損害賠償請求権の内容を査定する裁判をすることができる。

○金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」(1999年12月21日)要旨

V 保険会社に係る倒産法制の整備

2. 保険業法の見直し(行政手続による破綻処理)

(1) 行政手続による破綻処理と更生手続との使い分け

(略)

「業務の運営が著しく不適切」な場合にも保険管理人による管理処分を行い、会社の財産状況や経営実態を明らかにした上で、**保険管理人が更生手続開始の申立てを行うという運用もあり得る。**

○金融審議会金融分科会第二部会報告「保険契約者保護制度の見直しについて」(2004年12月14日)

IV. 保険契約者保護の費用負担のあり方

1. 破綻処理費用の負担のあり方

(略)

保険会社の破綻処理において、**機構が資金援助等を行うのは、いわば保険契約者等の保護のための最後の手段であり、その前提として、経営破綻に寄与した経営者、株主、銀行等の募集代理店等の関係者に対して各々の責任に応じた負担を求める必要がある。**関係者に対する責任追及は、これまでの事例の積み重ねの中で次第に確立されてきているとも見られるが、これを一層明確にするため、機構に対する資金援助の申込みに際して確認を行うなどの、運用の徹底を図ることが考えられる。

(参考)経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

経済価値ベースのソルベンシー規制導入の意義

- 保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る。**【契約者保護】**
- 既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される。**【保険会社のリスク管理高度化】**
- 経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される。**【消費者・市場関係者等への情報提供】**

狭義のソルベンシー規制にとどまらない、**保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策**として、「**3つの柱**」の考え方を採用（2026年3月期より適用開始）

経済価値ベースのソルベンシー規制の全体像

経済価値ベースのソルベンシー規制	第1の柱 〔ソルベンシー規制〕	ソルベンシー比率に関する一定の 共通基準 を設け、契約者保護のためのバックストップとして 監督介入の枠組み を規定（基本構造はICS*（国際資本基準）と共通） *IAIS（保険監督者国際機構）にて2024年12月に採択された、国際的に活動する保険グループに対する資本基準
	第2の柱 〔内部管理と監督上の検証〕	第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、 保険会社の内部管理を検証 するとともに、 その高度化を促進
	第3の柱 〔情報開示〕	情報開示を通じて、保険会社と外部のステークホルダーとの 適切な対話 を 促進 するとともに、 保険会社への適正な規律を確保

※ 経済価値ベースのソルベンシー規制の対象は、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人及び保険持株会社。少額短期保険業者は旧SMR規制を維持。

- I. 生命保険のセーフティネット制度に関する検討の背景
- II. 制度の必要性和これまでの変遷
- III. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

- **生命保険については、①国民生活の基礎となっている、②再加入困難性が高い、③長期の契約であり契約者に将来の変化を見通した選択を期待し難い、といった特性から、契約者の自己責任を問いにくい面があり、今後も生命保険会社の破綻時における契約者保護の必要性に変わりはないと考えられる。**

また、セーフティネット制度の存在により達成される信頼の確保は、生命保険業界全体に裨益するものであることから、引き続きその**費用は各生命保険会社が負担することを原則とすべき**と考えられる。

- **政府補助については、総体として安定している現下の生命保険会社の財務状況等を踏まえれば、短期的な必要性は必ずしも高くない**と考えられる。

しかしながら、近年、戦争やパンデミックの発生を含め、生命保険会社や家計を取り巻く社会経済情勢の不確実性が格段に高まっているところ、**万一テールリスクが顕在化した場合であっても、契約者保護に万全を期すことができるように備えておくことは、政策対応として一定の妥当性が認められる**と考えられる。

ただし、こうしたテールリスクへの備えは、**一定の期間内にその必要性が失われるものではない**ことに留意する必要がある。

- **そこで、生命保険会社の健全かつ適切な業務運営を確保するための監督当局による実効性あるモニタリングの継続に加え、次の対応を図ることを前提に、政府補助規定の恒久化も視野に入れて、政府内で必要な調整を進める**ことについてどのように考えるか。

- ✓ 統計的手法を活用して、直近の生命保険会社の財務データ等から資金援助の見込額を算出し、生命保険業界の負担能力も考慮しつつ、相当程度の経済環境の変化に対応できる水準まで**業界負担枠を引き上げる**こととする。
- ✓ 政府補助の発動可能性を極力抑制するため、事前積立金の**運用益について、セーフティネット制度の財源に繰り入れる**ことを制度上明確化することとする。
- ✓ セーフティネット制度の費用負担の在り方について、**定期的に必要な検証を行い、その結果に基づいて所要の見直しを行う**こととする。